

目的外使用届出書

(国河川占用物件)

使用の場所	☐ 鳥取市河原町桜づつみ河川公園（中学校前河川敷） ☐ 鳥取市河原町桜づつみ河川公園（総合支所裏河川敷） ☐ 鳥取市河原町河川公園水辺プラザ（道の駅前河川敷） ☐ バック・パラグライダー緊急着地場（県林業試験場前河川敷） ☐ 千代川さくらづつみ公園（中学校前河川堤防） ☐ その他（ ）
使用の日時	令和 年 月 日（ ） 時 分から 令和 年 月 日（ ） 時 分から
使用の目的	
使用予定人員等	人（車等 台）
上記のとおり使用したいので届出します。 令和 年 月 日 鳥取市長 深澤 義彦 様 使用者 住 所 氏 名	

※使用範囲がわかる図面を添付すること。

連絡先 電 話
(担 当 者)

※当日の現地責任者が上記と異なる場合の連絡先
電 話
(現地責任者)

<注意事項>

- ・河原町総合支所が国土交通省から河川占用の許可を受けて管理している千代川河川敷内の公園等について、占用目的（公園等）以外の用途で使用する場合は、団体等で使用する場合には、事前に届け出（FAX、メール可）をしてください。
- ・日時や場所の予約や独占的使用を認めるものではありません。使用承諾の有無や届出の順番に関わらず、他者と使用が重複した場合は、当事者同士で譲り合って使用してください。
- ・河川の工事や作業、被災等の状況により、承諾後であっても使用をお断りする場合があります。
- ・急遽、使用できなくなった（できなかった）等で損害等が発生した場合でも、鳥取市は一切責任は負いませんので、予めご了承ください。
- ・遅くとも利用日の10開庁日前までに提出すること。
- ・連絡先：鳥取市河原町総合支所 産業建設課

TEL 0858-71-1726、 FAX 0858-85-0672、 メール kw-sangyo@city.tottori.lg.jp